

大網白里市男女共同参画審議会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、大網白里市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に係る手続き、遵守事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴の申込は会議開始の15分前に行い、会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付簿に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

2 前項の傍聴者受付簿は、会議の都度、会議場の入口に設置する。

3 第1項の規定による傍聴者受付簿に記入した者（以下「傍聴希望者」という。）は、傍聴者として当該会議を傍聴することができる。

4 会長は、傍聴希望者の人数と会議場の規模を勘案し、前項の規定にかかわらず、傍聴希望者の内から抽選により傍聴者を決定することができる。

5 前項の抽選を行おうとするときは、会長は、その旨、抽選の方法及び抽選により傍聴者として決定されるべき人数を傍聴希望者に告知しなければならない。

(会議場に入ることができない者)

第3条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、会議の進行を妨害し、又は周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議開催中、傍聴者は発言しないこと。また、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。

(3) 携帯電話等、無線機器の電源をきること。

(4) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(5) 会長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

(6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第5条 傍聴者は、会長が傍聴を認めない事項を検討するときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

(会長の指示)

第6条 傍聴者は、会長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴者が、この要領の規定に違反していると認められる場合は、会長は、傍聴者に対して必要な措置を講ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令に従わないときは、会長は、その者に対して会議場から退場を命ずることができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成27年4月24日から施行する。